

平成20年1月18日

京丹波町長 松 原 茂 樹 様

京丹波町消防団組織等審議会

会 長 森 良 行

京丹波町消防のあるべき姿について（答申）

平成19年8月1日付け9京丹総第465号で諮問された事項について、審議を行い、結論を得たので答申いたします。

答 申

はじめに

本審議会は、町長から諮問された京丹波町消防のあるべき姿について、町に資料提出と説明を求めるとともに、消防団としての考え方の意見集約を求め、これらを基に慎重に審議を進めてきた。

今回の諮問は、平成18年4月1日、旧3町消防団が統合され発足した京丹波町消防団をさらに機能的で、効率的な組織とすること、及び一つの消防団として組織の一体性を図ることが主眼であると理解するところである。

こうしたことを踏まえ、本審議会としては、常備消防機関の充実・強化が進んだ今日においても、地震被害や風水害、さらには国民保護の観点も含め、多様化する地域防災の要としての消防団組織の、一体化と効率化を進めることで、その機能を充実することが必要であり、さらに、消防施設・装備についても、今後町内における均衡を図るとともに、効率的に機能するよう適正な配備・設置を行なっていくことが重要であると考えます。

依然として続く厳しい社会経済情勢と併せて、町行財政運営も切迫した状況であるが、本答申を尊重され京丹波町消防防災行政の円滑な推進を図ることで、町民の安心・安全確保に寄与されたい。

消防団の組織に関すること

1 組織の再編について

(1) 支団の編成について

市町村合併により、町域が広大になったことで、1 団として総括することは時期尚早である。支団ごとの効率的な運営により、団員の資質の向上はもとより、地域に根ざした綿密な活動を実践するため、現行の支団体制（丹波支団、瑞穂支団、和知支団）を継続すべきである。

(2) 分団の編成について

やや人数不足を憂慮する分団はあるが、団員確保の努力を徹底することで維持し、現行の分団体制とすることが効率的と考える。

また、今後 10 年間のうちで著しい人数不足等により不均衡が生じた場合は、その段階で分団の統合、改編等も検討することを前提とし、現行の分団（丹波支団 7 分団、瑞穂支団 5 分団、和知支団 4 分団）を継続すべきである。

(3) 部の編成について

現行の部体制から、以下の各項目のとおり変更することが望ましい。

- ① 瑞穂支団の第 1 分団第 3 部（旧瑞穂町職員のための部）を廃部として、部員は原則的に出身区の地元の部へ配置替えとすべきである。
- ② 和知支団の第 2 分団第 3 部と第 2 分団第 4 部を統合し、新たに第 2 分団第 3 部とすべきである。
- ③ 和知支団の第 3 分団第 1 部が和知本部となることで、第 3 分団第 2 部が第 1 部、第 3 分団第 3 部が第 2 部と名称を変更する必要がある。
- ④ 前記各項目を踏まえて、丹波支団 15 部、瑞穂支団 18 部、和知支団 14 部の計 47 部とすべきである。
- ⑤ 新たに 3 支団横断的に、予防・啓発を主目的とした予防啓発部（仮称）を設立する必要がある。業務内容は、主に消防団が行う消防防災関係の

予防活動や啓発活動の事務や、式典開催に伴う事務的業務を行うこととするもの。

その他、この限りでないことも、今後消防団により検討し決定されたい。

（４）班の編成について

和知支団の第１分団、第２分団及び第４分団の各部に存在する班（１９班）を部内で統合し、班体制を廃止すべきである。このことを踏まえて、部運営上の区分として以外は、原則的に全団において班は設置しないことが望ましい。

（５）各支団の本部のあり方について

現行の各支団本部体制から、以下の各項目のとおり変更することが望ましい。

- ① 各支団に本部を設置することとし、本部の定義とは、支団管内いずれの火災であっても出動する管内全域対応の部とすべきである。
- ② 丹波支団の本部について、他支団との均衡を図る意味において、第２分団内に設置し、名称は「第２分団 丹波本部」とすべきである。
- ③ 瑞穂支団第１分団第３部（旧瑞穂町職員のための部）について、設立当初の意図を考慮し廃部として、部員は原則的に出身区の部へ配置替えとすべきである。【（３）①と重複掲載】
- ④ 瑞穂支団の本部について、現行の第１分団第１部、第２部を本部とし、名称は「第１分団 瑞穂第１本部、瑞穂第２本部」とすべきである。
- ⑤ 和知支団の本部について、現状どおり本庄区の部を本部とし、名称は「第３分団 和知本部」とすべきである。
- ⑥ 現行、和知支団に存在する「本部付け団員」の４名（町外出身、町外在住の町職員）について、新たに設立する予防啓発部（仮称）の在籍とすべきである。

（６）予防・警防専任指導員体制のあり方について

現行の各支団予防・警防専任指導員体制から、以下の各項目のとおり変更することが望ましい。

- ① 現行の丹波支団における、分団に属さない3名の専任指導員体制を廃止すべきである。
- ② 全支団とも、予防・警防指導を行う指導員は、原則的に各分団の分団長と副分団長とすべきである。
- ③ 全支団とも、操法訓練指導等必要と認められる場合は、分団長及び副分団長の中から別途指導員会を設置する必要がある。
また、特に必要と認められる場合は、支団横断的な指導員会を設置することが必要である。

(7) 和知支団ラッパ部のあり方について

全団的にラッパ吹鳴の隊を編成し、名称は「京丹波町消防団ラッパ隊」とすべきである。

隊員の所属は地元各部とし、必要に応じて隊の活動を実施するもの。

隊は、新設する予防啓発部（仮称）内に設置し、定員は16人とすべきである。

※別紙1「京丹波町消防団組織図」参照

2 消防団の人的配置について

(1) 副団長のあり方について

消防団に、団長を補佐する3名以内の副団長を置く必要がある。

(2) 支団長のあり方について

各支団に、支団を統括する1名の支団長を置く必要がある。

(3) 分団長のあり方について

各支団の各分団に、分団を統括する1名の分団長を置く必要がある。

(4) 副分団長のあり方について

各支団の各分団に、分団長を補佐する2名以内の副分団長を置く必要がある。

(5) 部長のあり方について

各支団、各分団の各部に、部を統括する1名の部長を置く必要がある。

(6) 班長のあり方について

各支団、各分団の各部に、部長を補佐する1名の班長を置く必要がある。

3 消防団員定数について

(1) 各種基準に基づく定数の検討について

消防力整備指針に基づく基準団員数との比較検討等を行った結果と、昨今の全国的な消防団組織強化に向けた取り組みや、本町の地理的条件、地域特性を勘案し、総合的に判断した結果、現状の団員定数900人を維持すべきである。

今後とも、団員確保の困難な現状を踏まえて、より一層の組織維持拡大の努力を行う必要がある。

消防施設・装備に関すること

1 防災センター、消防詰所について

(1) 防災センター、消防詰所の新設・更新について

現存の防災センター、詰所の老朽化に伴い順次新設、更新すべきである。

また、町が実施する総合的な防災施策に基づき、将来的に町内均一化された防災センターを整備することが望ましい。

さらに、今回の消防団組織再編に基づき整理統合等を行う部、班について、部の規模や管轄範囲の変更等を考慮して、必要な場合は防災センターの新設も検討すべきである。

(2) 防災センター、消防詰所の維持管理について

防災センター、詰所の維持管理については、現行に基づき適正に実施すべきである。

また、経費負担については、住民（区等）と行政が協議し、統一した方法による負担となるよう検討されたい。

※別紙2「京丹波町消防団防災センター・詰所所有区分表」参照

2 消防車両、消防ポンプについて

(1) 消防車両、消防ポンプの新設・更新について

現有備品については、老朽化したものから順次新設、更新すべきである。

また、今回の消防団組織再編に基づき整理統合並びに廃部となる部、班について、順次整理すべきである。

(2) 消防車両、消防ポンプの維持修繕について

消防車両、消防ポンプの維持修繕については、現行に基づき適正に実施すべきである。

また、経費負担についても、現行のとおり町負担により実施すべきである。

※別紙 3 「京丹波町消防団消防ポンプ自動車等配備表」 参照

3 消防水利について

(1) 防火水槽の新設・修繕について

現行の方法により実施すべきである。

また、町内の消防水利については、充足率の向上と均衡ある整備拡充に努められたい。

(2) 消火栓施設の整備について

現行の方法により実施すべきである。

また、町内の消防水利については、充足率の向上と均衡ある整備拡充に努められたい。

4 消防活動資機材について

(1) 消防活動資機材（ホース、筒先等々）の配備について

現在配備済みの資機材について、使用可能な限り現状どおり配備することを原則とするが、別紙のとおり、全ての部における統一配備資機材を設定し、配備区分を明確化することで、各部における過不足のない資機材配備により、均一化を図るべきである。

また、配備基準や配備区分は、情勢の変化等により必要が生じた場合は、見直しを行う必要がある。

さらに、平成 20 年 4 月 1 日からの新消防団組織の発足と併せて、現行

の旧町消防団の活動用被服を新規統一し、出来る限り早期に全団員に貸与する必要がある。

※別紙４「京丹波町消防団統一装備備品表」参照

５ 防災無線について

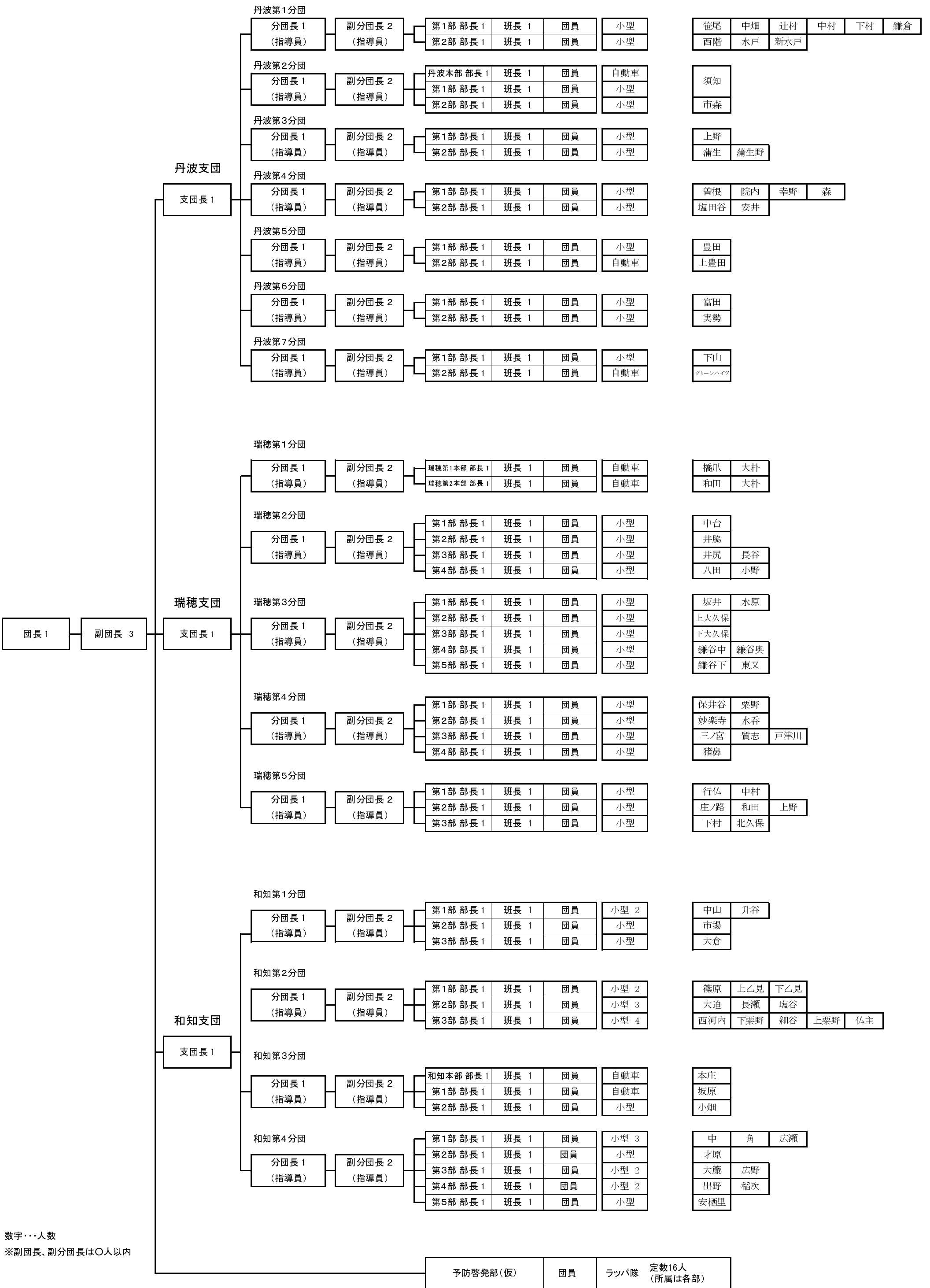
（１）移動系防災無線の配備について

当面は、現状を維持することとして、各支団において保有する移動系防災無線をそれぞれ運用することが望ましい。

今後、現有設備の老朽化に伴って、新防災無線システムを構築すべきである。

京丹波町消防団組織図

別紙1



京丹波町消防団 防災センター・詰所所有区分表

部名	区名	防災センター、詰所				備 考
		所有		機能		
		町	地元	詰所＋ポンプ庫	ポンプ庫のみ	
丹波1－1	笹尾 中畑 辻村 中村 下村 鎌倉		○	○		2カ所使用
丹波1－2	西階 水戸 新水戸	○	○	○		
丹波2－丹波本部	須知	○		○		
丹波2－1	須知		○	○		
丹波2－2	市森		○	○		
丹波3－1	上野	○		○		
丹波3－2	蒲生 蒲生野		○	○		2カ所(1年ごとに交代)
丹波4－1	曾根 院内 幸野 森		○	○		
丹波4－2	塩田谷 安井		○	○		
丹波5－1	豊田		○	○		
丹波5－2	上豊田	○		○		
丹波6－1	富田		○	○		
丹波6－2	実勢	○		○		
丹波7－1	下山		○	○		
丹波7－2	グリーンハイツ		○	○		
瑞穂1－瑞穂第1本部	橋爪 大朴	○		○		
瑞穂1－瑞穂第2本部	和田 大朴	○		○		
瑞穂2－1	中台		○	○		
瑞穂2－2	井脇	○		○		
瑞穂2－3	井尻 長谷		○	○		
瑞穂2－4	八田 小野		○	○		
瑞穂3－1	坂井 水原	○		○		
瑞穂3－2	上大久保	○		○		
瑞穂3－3	下大久保	○		○		
瑞穂3－4	鎌谷中 鎌谷奥	○		○		
瑞穂3－5	鎌谷下 東又	○		○		
瑞穂4－1	保井谷 粟野	○		○		
瑞穂4－2	妙楽寺 水呑	○		○		
瑞穂4－3	三ノ宮 質志 戸津川	○		○		
瑞穂4－4	猪鼻	○		○		
瑞穂5－1	行仏 中村	○		○		
瑞穂5－2	庄ノ路 和田 上野	○		○		
瑞穂5－3	下村 北久保	○		○		
和知1－1	中山 升谷		○	○		
和知1－2	市場		○	○		
和知1－3	大倉		○	○		
和知2－1	篠原 上乙見 下乙見		○	○		
和知2－2	大迫 長瀬 塩谷		○	○		
和知2－3	西河内 下栗野 細谷 上栗野 仏主		○	○		
和知3－和知本部	本庄		○	○		
和知3－2	坂原		○	○		
和知3－3	小畑		○	○		
和知4－1	中 角 広瀬		○	○		
和知4－2	才原		○	○		
和知4－3	大簾 広野		○	○		
和知4－4	出野 稲次		○	○		
和知4－5	安栖里		○	○		
47		20	28	48		

※前回団改革審議に基づき「借地の場合は必要に応じ所有者に支払う」との町基本方針

京丹波町消防団 消防ポンプ自動車等配備表

平成19年4月1日現在

支団・分団名		守備地域(行政区)	ポンプ種別	メーカー	車番	取得年月日	経過年数	15年以上	平成20年度以降
	第1分団第1部	笹尾、中畑、辻村、中村、下村、鎌倉	小型ポンプ付積載車	ニッサン	京 都 す 88 5107	平成4年10月26日	14 年 5 月		
	第1分団第2部	西階、水戸、新水戸	小型ポンプ付積載車	ニッサン	京 都 す 88 7547	平成6年11月25日	12 年 4 月		
	第2分団丹波本部	丹波地域全域(構成員は須知地区)	ポンプ車(CD-1)	い す ゞ	京 都 す 88 1823	平成1年11月30日	17 年 4 月	⑭	
	第2分団第1部	須知	小型ポンプ付積載車	トヨ タ	京 さ 88 8820	昭和62年1月28日	20 年 2 月	④	
	第2分団第2部	市森	小型ポンプ付積載車	トヨ タ	京 都 ゆ 830 119	平成15年2月7日	4 年 1 月		
	第3分団第1部	上野	小型ポンプ付積載車	ニッサン	京 都 す 88 869	昭和62年12月12日	19 年 3 月	⑧	
	第3分団第2部	蒲生、蒲生野	小型ポンプ付積載車	トヨ タ	京 都 さ 800 6126	平成13年12月5日	5 年 3 月		
	第4分団第1部	曾根、院内、幸野、森	小型ポンプ付積載車	トヨ タ	京 都 す 88 171	昭和63年3月28日	19 年 0 月	⑨	
	第4分団第2部	塩田谷、安井	小型ポンプ付積載車	ニッサン	京 都 す 88 1697	平成1年10月12日	17 年 5 月	⑬	
	第5分団第1部	豊田	小型ポンプ付積載車	ニッサン	京 都 す 88 768	昭和63年10月27日	18 年 5 月	⑫	
	第5分団第2部	上豊田	ポンプ車(BD-1)	ニッサン	京 都 す 88 6259	平成5年11月19日	13 年 4 月		
	第6分団第1部	富田	小型ポンプ付積載車	トヨ タ	京 都 す 88 2801	平成2年10月23日	16 年 5 月	⑮	
	第6分団第2部	実勢	小型ポンプ付積載車	トヨ タ	京 さ 88 9309	昭和62年9月8日	19 年 6 月	⑥	
	第7分団第1部	駅前、知野辺、白土、尾長野、藤、黒瀬、上新田、下新田	小型ポンプ付積載車	トヨ タ	京 さ 88 8874	昭和62年2月23日	20 年 1 月	⑤	
	第7分団第2部	グリーンハイツ	ポンプ車(BD-1)	ニッサン	京 都 す 88 3953	平成3年10月29日	15 年 5 月	⑯	
瑞穂支団	第1分団瑞穂第1本部	瑞穂地区全域(構成員は橋爪、大朴の一部)	ポンプ車(CD-1)	三 菱	京 都 す 88 674	昭和63年9月22日	18 年 6 月	⑪	
	第1分団瑞穂第2本部	瑞穂地区全域(構成員は和田、大朴の一部)	ポンプ車(BD-1)	ニッサン	京 さ 88 9465	昭和62年11月20日	19 年 4 月	⑦	
	第1分団第3部(廃部)	瑞穂地区全域(旧瑞穂町職員)	ポンプ車(BD-1)	ニッサン	京 さ 88 7796	昭和60年9月13日	21 年 6 月	①	整理を行う
	第2分団第1部	中台	小型ポンプ付積載車	ニッサン	京 さ 88 8560	昭和61年9月16日	20 年 6 月	③	
	第2分団第2部	井脇	小型ポンプ付積載車	ニッサン	京 都 せ 88 418	平成8年8月29日	10 年 7 月		
	第2分団第3部	井尻	小型ポンプ付積載車	ニッサン	京 都 さ 800 4573	平成13年3月16日	6 年 0 月		
	第2分団第4部	八田、小野	小型ポンプ付積載車	ニッサン	京 都 す 88 9547	平成8年3月14日	11 年 0 月		
	第3分団第1部	坂井、水原	小型ポンプ付積載車	スバル	京 都 あ 80 2302	平成15年12月4日	3 年 3 月		
	第3分団第2部	上大久保	小型ポンプ付積載車	ニッサン	京 都 さ 800 4571	平成13年3月16日	6 年 0 月		
	第3分団第3部	下大久保	小型ポンプ付積載車	ニッサン	京 都 さ 800 4570	平成13年3月16日	6 年 0 月		
	第3分団第4部	鎌谷中、鎌谷奥	小型ポンプ付積載車	スバル	京 都 あ 80 2303	平成15年12月4日	3 年 3 月		
	第3分団第5部	鎌谷下、東又	小型ポンプ付積載車	ニッサン	京 さ 88 6136	昭和61年3月7日	21 年 0 月	②	
	第4分団第1部	保井谷、栗野	小型ポンプ付積載車	ニッサン	京 都 す 88 9548	平成8年3月14日	11 年 0 月		
	第4分団第2部	妙楽寺、水呑	小型ポンプ付積載車	スバル	京 都 あ 80 2301	平成15年12月4日	3 年 3 月		
	第4分団第3部	三ノ宮、質志、戸津川	小型ポンプ付積載車	ニッサン	京 都 さ 800 4572	平成13年3月16日	6 年 0 月		
	第4分団第4部	猪鼻	小型ポンプ付積載車	ニッサン	京 都 す 800 9550	平成8年3月14日	11 年 0 月		
	第5分団第1部	行仏、中村	小型ポンプ付積載車	スバル	京 都 あ 80 2304	平成15年12月4日	3 年 3 月		
	第5分団第2部	庄ノ路、和田、上野	小型ポンプ付積載車	ニッサン	京 都 す 88 4099	平成3年12月16日	15 年 3 月	⑰	
	第5分団第3部	下村、北久保	小型ポンプ付積載車	ニッサン	京 都 す 800 9546	平成8年3月14日	11 年 0 月		
和知支団	第1分団第1部	中山	小型ポンプ付積載車	トヨ タ	京 都 せ 88 5136	平成10年12月5日	8 年 3 月		
		升谷	小型ポンプ付積載車	トヨ タ	京 都 す 88 7574	平成6年11月30日	12 年 4 月		順次整理を行う
	第1分団第2部	市場	小型ポンプ付積載車	トヨ タ	京 都 す 88 7189	平成6年8月30日	12 年 7 月		
	第1分団第3部	大倉	小型ポンプ付積載車	トヨ タ	京 都 す 88 7573	平成6年11月30日	12 年 4 月		
	第2分団第1部	篠原	小型ポンプ付積載車	ニッサン	京 都 す 88 9162	平成7年12月14日	11 年 3 月		
		上乙見	小型ポンプ付積載車	ニッサン	京 都 す 88 6690	平成6年3月29日	13 年 0 月		順次整理を行う
		下乙見	小型ポンプのみ				年 月		
	第2分団第2部	大迫	小型ポンプ付積載車	ニッサン	京 都 せ 88 881	平成8年12月7日	10 年 3 月		
		長瀬	小型ポンプ付積載車	ニッサン	京 都 せ 88 882	平成8年12月7日	10 年 3 月		順次整理を行う
		塩谷	小型ポンプ付積載車	トヨ タ	京 都 せ 88 2915	平成9年12月6日	9 年 3 月		今後整理を検討する
	第2分団第3部	西河内	小型ポンプ付積載車	トヨ タ	京 都 す 88 9154	平成7年12月14日	11 年 3 月		
		下栗野	小型ポンプ付積載車	トヨ タ	京 都 す 88 9148	平成7年12月14日	11 年 3 月		順次整理を行う
		細谷	小型ポンプのみ				0 年 月		
		上栗野	小型ポンプ付積載車	トヨ タ	京 都 す 88 8710	平成7年8月23日	11 年 7 月		順次整理を行う
		仏主	小型ポンプ付積載車	トヨ タ	京 都 す 88 9156	平成7年12月14日	11 年 3 月		今後整理を検討する
	第3分団和知本部	和知地区全域(構成員は本庄)	ポンプ車(CD-1)	日 野	京 都 す 800 2334	平成17年3月27日	2 年 0 月		
	第3分団第1部	坂原	ポンプ車(BD-1)	ニッサン	京 都 す 88 502	昭和63年7月25日	18 年 8 月	⑩	
	第3分団第2部	小畑	小型ポンプ付積載車	ニッサン	京 都 す 88 6675	平成6年3月29日	13 年 0 月		
	第4分団第1部	中	小型ポンプ付積載車	ニッサン	京 都 す 88 7630	平成6年12月15日	12 年 3 月		順次整理を行う
		角	小型ポンプ付積載車	ニッサン	京 都 す 88 9163	平成7年12月14日	11 年 3 月		今後整理を検討する
		広瀬	小型ポンプ付積載車	ニッサン	京 都 せ 88 2943	平成9年12月6日	9 年 3 月		
	第4分団第2部	才原	小型ポンプ付積載車	ニッサン	京 都 せ 88 904	平成8年12月7日	10 年 3 月		
	第4分団第3部	大簾	小型ポンプ付積載車	トヨ タ	京 都 せ 88 2935	平成9年12月6日	9 年 3 月		
		広野	小型ポンプ付積載車	ニッサン	京 都 せ 88 902	平成8年12月7日	10 年 3 月		順次整理を行う
	第4分団第4部	出野	小型ポンプ付積載車	トヨ タ	京 都 せ 88 2969	平成9年12月6日	9 年 3 月		
		稲次	小型ポンプ付積載車	ニッサン	京 都 せ 88 903	平成8年12月7日	10 年 3 月		順次整理を行う
	第4分団第5部	安栖里	小型ポンプ付積載車	トヨ タ	京 都 さ 800 7503	平成14年8月27日	4 年 7 月		

京丹波町消防団統一装備備品表

(消防自動車1台あたりの数)

名 称	統一数	写真 番号
【消防自動車等常備備品】(町購入備品)		
ポンプ用ホース(使用圧1.3以上)	小型15 ポンプ20	1
ホースブリッジ(2個1組)	1組	2
長とび	5	3
吸水管一式	小型1 ポンプ2	4、5、6
吸管まくら	小型1 ポンプ2	7
中継用媒介金具(小型ポンプのみ)	1	8
メス媒介及びオス媒介金具	各1	9
管そう + 噴霧ノズル	積載可能数	10、11
分岐器(ハンドル2つ)	2(目標値)	12
はしご(積載用)	1	-
車輪止め	1組	-
消火器(積載用) (液・粉の充填を含む)	積載可能車 のみ 1	-
スコップ(積載用)	積載可能車 のみ 1	-
消火栓立上げ及び 消火栓開閉金具(積載用)	積載可能車 のみ 1	-
ホースバンテージ	2	13
充電器(小型ポンプ用)	1	-
新入団員用ヘルメット	一人1個	-

名 称
【部運営費等購入備品】
発電機(修繕含む)
投光灯 【消防自動車付属備品は除く】
コードリール
ホース運搬具(2輪車・ランドセル含む) 【消防自動車付属備品は除く】
電気ハンドマイク
懐中電灯
おの
カケヤ
カマ
たたき
つるはし
なた、のこぎり
スコップ
手袋
長靴
団員用ヘルメット【既団員分】
出初め式放水用 色子
他小額備品及び消耗品

名 称
【非常備備品】
対火服(銀色の服・ヘルメット・長靴等)
操法用ホース
発泡器
【支団(支所)備品】
発電機
投光灯(非積載)
コードリール
ジェットシューター
中継水槽
訓練用水消火器
【そ の 他】
軽可搬用ポンプ
軽可搬用給水管
軽可搬ホース
軽可搬筒先
小型ポンプ

【注意事項】

- 消防自動車等常備備品については、全額町にて購入するものとする。
- 部運営費等購入備品は、団員一人当りに支給される運営費を持って部又は班にて購入すること。
- 非常備備品については、基本的に町が全額を持って整備するものであるが、必要に応じて購入することとする。
- 支団(支所)備品については、支団(支所)にある備品を部・班にて共有することとする。しかし、ジェットシューターなど本部等に管理させる等の支団方針は尊重することとする。
- その他については、町が現在所有しているものに限り、町にて全額修繕することとする。
- 団員用ヘルメットについては、入団時に一人1個支給することとする。このヘルメットの取り扱いについて、個人又は部管理にするかは部長が決定すること。また、現団員のヘルメットの更新については部運営費にて賄うこと。
- 配備備品については、部長が責任を持って管理すること。また備品には所属部名を必ず明記すること。
- ポンプ用ホース(1.3圧用)については、穴が空く等の破損がない限り更新しない。また、他備品についても同様とする。
- 管そうについては、自動車における積載可能数等あるため、柔軟に対応することとする。
- 分岐器については、2個を標準数とし2ハンドルを基本とする。現在1ハンドルを使用している部・班には計画的に配備していく。今後、1ハンドル分岐器についての使用は極力避けること。(未配備の部・班は除く)

【備品写真】

【写真1】:ポンプ用ホース(使用圧1.3圧以上)



【写真2】:ホースブリッジ(2個1組)



【写真3】:長とび



【写真4】:吸水管



【写真5】:藤かご・ストレーナー



【写真6】:吸管ガイドロープ



【写真7】:吸管まくら



【写真8】:中継用媒介金具



【写真9】:メス媒介及びオス媒介金具



【写真10】:管そう



【写真12】:分岐器(2ハンドル)



【写真11】:噴霧ノズル



【写真13】:ホースバンテージ

